

# 優しさと思いやりのバリアフリーについて

～お互いに支え合い安心・安全に生活することを目指して～

平成 21 年 ( 2009 年 ) 8 月

札幌市福祉のまちづくり推進会議

## はじめに

札幌市では、これまで関係法令及び「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、市内の公共的施設等のバリアフリー化を進めてきました。

しかし、平成 18 年 12 月、法令上の基準に適合していた地下鉄琴似駅エレベーター横の階段において、電動車いすを利用していた方が転倒して亡くなるという痛ましい事故がありました。

この事故を契機として、当推進会議では、内部に専門部会（「優しさと思いやりのバリアフリー検討部会」）を設置し、再びこのような事故が起きないように新たな取組について議論を進めてきました。

6 回に及ぶ部会の議論で、今後、同様の事故発生を防止するため、札幌市におけるバリアフリー化の推進に当たっては、これまでの数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、優しさと思いやりを基準とした新たな取組が必要との結論を得ました。

本報告書は、これまでの部会の議論を取りまとめ、札幌市に新たな対応を提言するものとなっております。

大垣直明部会長を始め、委員の皆さまの熱心な議論とご尽力に心からお礼申し上げます。

本報告を今後の札幌市における福祉のまちづくり施策に活かしていただき、より一層バリアフリー化が進展することを期待いたします。

札幌市福祉のまちづくり推進会議会長 千葉博正

# 目 次

## はじめに

- 1 検討の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 札幌市における取組の方向性・・・・・・・・・・・・・6
- 4 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

## おわりに

## 資料編

## 1 検討の視点

優しさと思いやりのバリアフリー検討部会は、第5期福祉のまちづくり推進会議の専門部会として平成19年10月に設置された。

当部会設置のきっかけは、地下鉄琴似駅の事故である。

札幌市では、この事故の検証を行うとともに、広く関係者によるシンポジウムを開催し、福祉のまちづくりの今後のあり方について検討を行った。

### (1) 地下鉄琴似駅の事故について

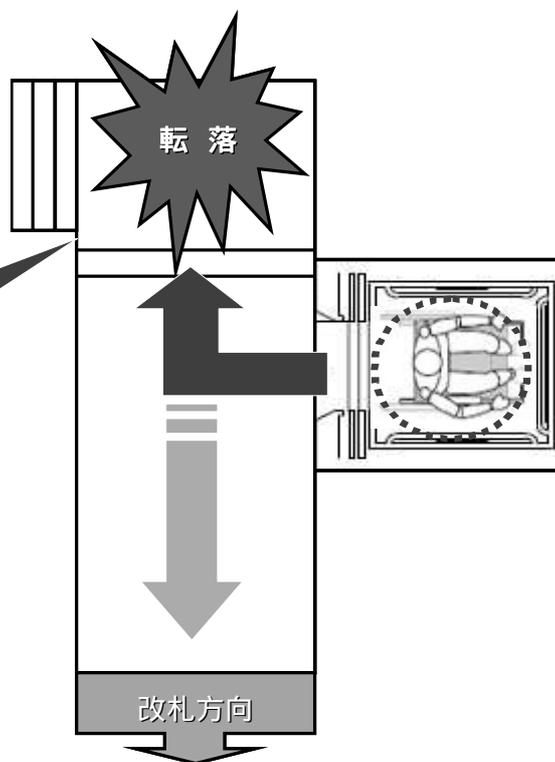
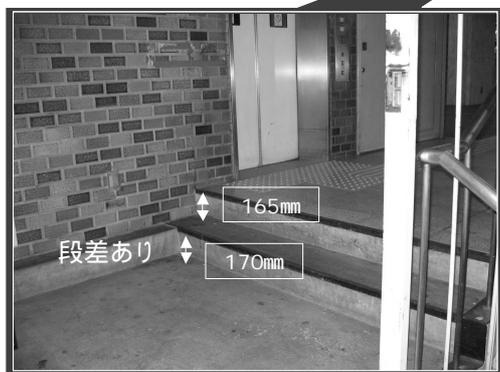
平成18年12月、電動車いすを使用していた障がいのある方が、エレベーターから後ろ向きで降りた後、方向転換する際に、出入口に近接する階段(2段)から転落し、死亡する事故が発生した。

エレベーターかご内・出入口幅の寸法やロビーの広さなどは、国が当時定めていた基準やガイドラインに記載された内容を満たしていたが、それにもかかわらず事故が発生したことは、数値化された基準のみに頼るバリアフリー化の限界を示す事例とされた。

なお、札幌市では、事故発生直後、階段始端部に転落防止柵を設置するなどの応急対応を行い、現在は下り段差部分を嵩上げし、踊り場部分の段差を解消することにより、出入口左方向にロビー空間を拡大している。

## 《事故の状況》

左側に後ろ向きで降りた後  
転回し、改札方向に向かおうとした



## 《事故後の対応》



事故発生直後の応急対応  
転落防止柵を設置



現在の状況  
下り段差部分を嵩上げし、段差を解消

## (2) シンポジウム

平成 19 年 12 月、地下鉄琴似駅の事故発生から 1 年を機に、札幌市保健福祉部が主催する「安心・安全なお出かけを考えるシンポジウム」が開催された。

当日は、約 170 人の方が参加し、参加者は高齢の方、障がいのある方、福祉関係者など多岐にわたった。

シンポジウムでは、テレビリポーターの石井雅子さんらによる「安全・安心なまち」についての講演、交通局による事故の状況・対応についての報告、パネルディスカッションなどが行われ、数値化された基準のみに頼ることの危険性など、多くの市民意見が寄せられた。



### (3) 課題の整理

事故の分析やシンポジウムでの市民意見等を通じて、およそ次のような課題に集約される。

年齢や身体状況等一人ひとり異なる多様な市民が暮らす札幌市にあって、最大公約数的な基準は必要であるが、さらに使いやすさ、利用しやすさに配慮したまちづくりの必要性が高い。

数値化された基準だけでなく、人の目や感覚を重視した視点が必要である。

建物や道路等の都市インフラストラクチャーに危険が発見された時の連絡体制や周知方法を明確にする必要がある

高齢の方や障がいのある方自身が気をつけること、しなければならないことを具体化していく必要がある。

高齢の方や障がいのある方の安全を考える上で、周りの人はどのような配慮や手助けをすべきかを明確にしていく必要がある。

## 2 基本的な考え方

福祉のまちづくり条例の趣旨等を踏まえた基本的な考え方について検討を行った結果、課題を解決するための新たな取組にあつては、次の5つの視点からの配慮が特に重要と判断された。

- (1) 少子高齢化が進行するなか、安心・安全に生活するために社会的な配慮や支援を必要とする人は、今後さらに増加が見込まれ、物心両面のバリアフリー化への取組はますます重要となる。
- (2) 年齢や障がいの有無に関わらず、社会活動に参加しやすい環境を整備する必要がある。
- (3) 人の個性や能力は一人ひとり異なっており、また年齢や環境の変化などによって変化していくことから、まちづくりを進める上では、その多様性の認識が重要である。
- (4) 誰もが支援を必要とする人の自立した生活を確保することの重要性を理解し、自然に支え合うことができるように「心のバリアフリー」を推進することが大切である。
- (5) 高齢の方、障がいのある方、妊婦や子ども連れの人などすべての市民が生活していく上で、バリア(障壁)となるものを「作らない」「除去する」ことが基本である。さらに危険箇所を見つけた場合は、広く周知するとともに、速やかに対策を講ずる必要がある。

### 3 札幌市における取組の方向性

具体的に札幌市における優しさと思いやりを基準とした取組を進めるに当たっては、前述の基本的な考え方を踏まえたうえで、「バリアを作らない」「バリアを除去する」ことを中心に据えることが重要である。

特に「バリアを作らない」は、施設新設の際に、また、「バリアを除去する」は、既存施設の点検等の際に必須の視点である。

#### (1) バリアを作らない

##### 札幌市福祉のまちづくり条例の遵守

建築物に対する数値指標として、これまでの「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年12月施行)」、いわゆるバリアフリー法を遵守するとともに、「札幌市福祉のまちづくり条例」に掲げる整備基準の適合率を高めるよう努めることは、最低限必要なことである。

##### 参考

札幌市における公共的施設新築時(一定の増改築を含む)の整備基準適合率  
平成17年18%、平成18年21%、平成19年44%、平成20年36%

##### 高齢の方や障がいのある方などの意見を生かす

公共的施設の整備や道路の改良などに当たっては、数値基準に加え、高齢の方や障がいのある方が利用しやすいものとするために、設計や計画の段階から関係者が参加し、具体的な意見を反映できるような新たな「バリアフリーチェック」の仕組み

を制度化する必要がある。

(2) バリアを除去する

既存の建築物であっても、増改築等の際には、条例の整備基準に適合するように努めることでバリアフリーを推進する必要がある。

(3) 危険施設等を発見した場合の体制の整備

これまで、公共的施設のバリアフリーについては、法令や条例の整備基準などに基づき事業を実施してきたが、これらの基準に適合しているところでも事故が発生している。

市民等が危険と思われる施設や箇所を発見した場合には、札幌市は、通報を受け、広く周知する体制を整備することで、事故の防止に努めるとともに、これらを改善する仕組みを含めて、新たな体制を整備する必要がある。

## 4 まとめ

これまでの議論を踏まえ、札幌市が市民の誰にとってもより住みやすい街となるよう、当推進会議は次のように提言する

### (1) 公共的施設のバリアフリーチェック

公共的施設のバリアフリーは、法令や福祉のまちづくり条例の整備基準、各種のガイドラインなどに基づき事業を実施しているが、これらの数値基準だけでは、高齢の方や障がいのある方などにとって不便な場合もあり、札幌市が施設を整備する際には、すべての市民が安全で利用しやすい施設とするため、高齢の方や障がいのある方のバリアフリーチェックを受けることが重要である。

また、市民が利用する民間施設にあっても、同様の取組と配慮が求められる。

#### 《 提 言 》

数値化された基準を遵守することに加え、利用する人の立場に立った施設整備を進めること

バリアフリーチェックの仕組みについて、早期に制度化を図り、全庁的に実施すること

## (2) 危険施設等を発見した場合の体制の整備

公共的施設は、法令や福祉のまちづくり条例の整備基準などに基づき整備されているが、これらの基準に適合している施設でも事故は起きている。

市民が、利用に際して不安や危険と思われる施設や箇所を発見した場合、市民から通報を受ける札幌市の窓口を一元化するとともに、改修等が行われるまでの間、当該危険情報等の周知を図る必要があり、そのための体制を整備し、新たな事故の防止を図ることが重要である。

### 《 提 言 》

市民が危険施設等を発見した場合の通報窓口を一本化し、速やかに対応できる体制を整備すること

実施にあたっては、市役所内の横の連携のみならず、関係団体とも十分連携をとり、効率的かつ有効な取組とすること

市民等への情報提供を重視し、情報を共有することにより、新たな取組を実効的なものとする

## おわりに

今回、この優しさと思いやりのバリアフリーについての検討にあたっては、人の目や感覚によるバリアフリー基準という新たな観点に立ちつつ、バリア(障壁)となるものを「作らない」「除去する」という、おもに施設整備に関する取組を中心に議論を行ってきました。

しかしながら、これからのバリアフリーの取組におきましては、「2 基本的な考え方」の項でも触れましたとおり、「心のバリアフリー」の推進がたいへん重要です。

すべての市民が、高齢の方や障がいのある方等への理解を深め、お互いの立場をわかりあうことにより、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが社会活動に参加し、それぞれの役割を果たすことが何より大切であると考えます。

札幌市におきましては、今回の議論の中で検討した新たなルールを制度化するとともに、あわせて心のバリアフリーを推進し、すべての人に優しい福祉都市の実現に向けて取り組んでいただきたいと切に希望するものです。

札幌市福祉のまちづくり推進会議

優しさと思いやりのバリアフリー検討部会長 大垣直明

## 《 資 料 編 》

公共的施設のバリアフリーチェックの仕組み・・・・・・・・資 1

危険施設等を発見した場合の体制の整備・・・・・・・・資 4

会議等の実施状況・・・・・・・・資 7

札幌市福祉のまちづくり条例・・・・・・・・資 8

第 5 期札幌市福祉のまちづくり推進会議委員名簿・・・・資 15

## 《 資料 》

本文中において、「優しさと思いやりのバリアフリー」を実現するための取組について、その基本フレームを提言した。

ここでは、それを踏まえて行った部会での検討内容を、資料として付記する。

### 公共的施設のバリアフリーチェックの仕組み

#### (1) 対象となる事業

対象となる事業は、多くの人が利用するすべての施設を対象とすべきであるが、チェックする側の体制や事務の効率性などについても考慮する必要があるといえる。具体的には、

札幌市が「新・札幌市バリアフリー基本構想」(平成21年3月策定)に基づくバリアフリー化事業を行う場合

不特定かつ多数の人が利用し、又は主に高齢の方や障がいのある方が利用する施設のうち、大規模(2,000平方メートル以上)のものを、札幌市が新たに整備する場合

などが挙げられる。

#### (2) チェックの実施者

チェックの実施者としては、高齢の方及び障がいのある方等を中心に組織された団体から選任された高齢の方、障がいのある方が適切といえる。

また、団体としては、一定の規模がある全市的に組織された団体が望ましいので、社団法人札幌市老人クラブ連合会、社団法人札幌市身体障害者福祉協会などの協力が必要である。

なお、必要に応じてこれ以外の団体からの選任や専門家が支援することも検討する必要がある。

#### (3) チェックの実施方法等

チェックは、図面又は直接現地に出向いて行い、併せて工事等の変更が可能な時期までに行うことが重要といえる。

#### (4) 事務の流れ

大まかな事務の流れとしては以下のようなことが考えられる。

事業実施部局は、対象事業について保健福祉局高齢福祉課に届け出る。

事業実施部局から届出があった場合は、保健福祉局高齢福祉課が札幌市老人クラブ連合会や札幌市身体障害者福祉協会等にチェックを依頼する。

チェックを実施（図面又は現地）する。

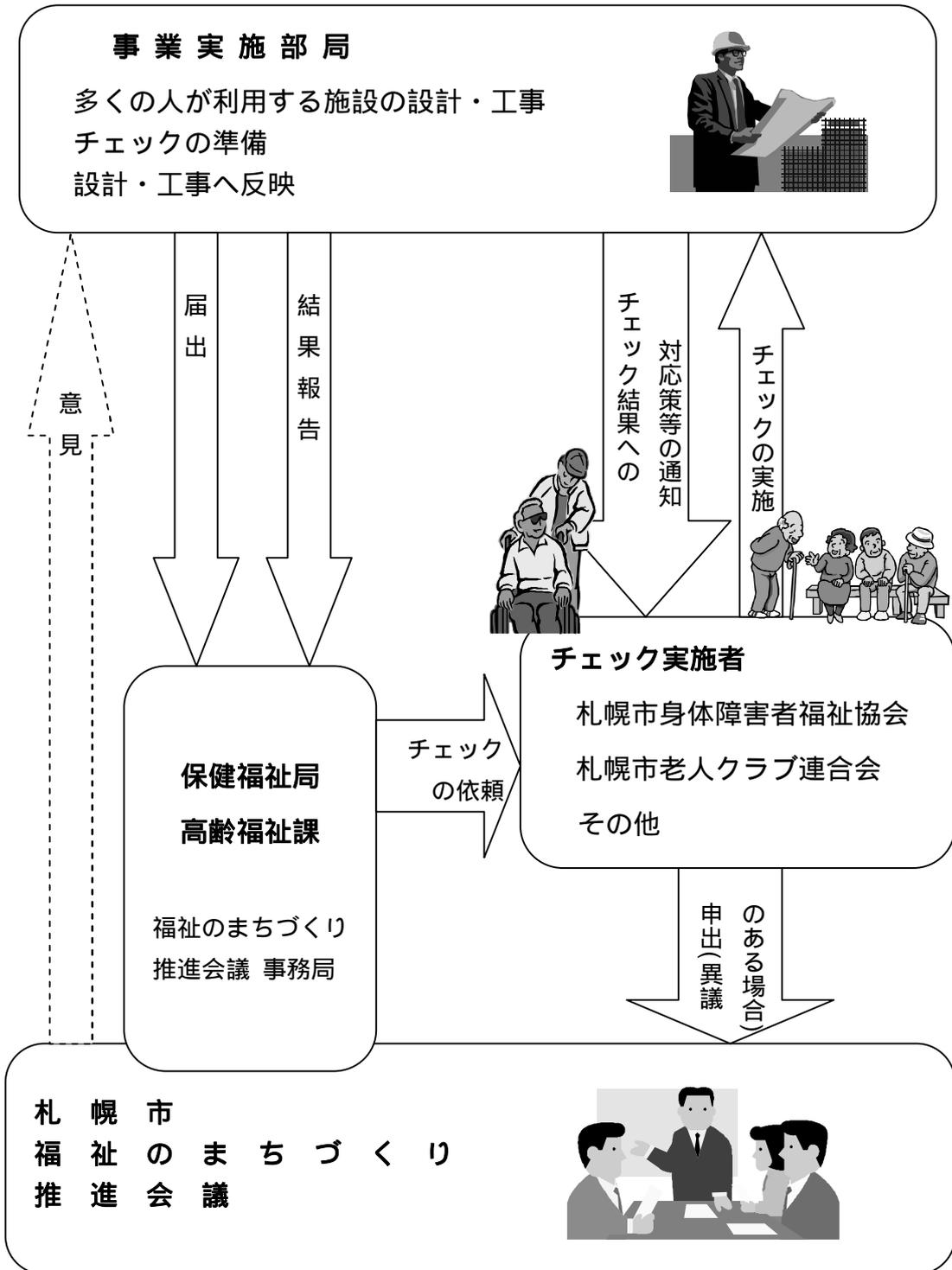
事業実施部局は、チェック後の意見等についての今後の対応(どのように反映させるのか、又は実施が難しい理由等)を整理し、チェックを行った団体に回答するとともに、保健福祉局高齢福祉課に報告する。

チェックを行った団体は、事業実施部局からの回答について異議のある場合は、「福祉のまちづくり推進会議」に申し出ることができる。

「福祉のまちづくり推進会議」は、チェックを行った団体から申し出があった場合は、必要と認められる事項について事業実施部局に対して意見を述べることができる。

# 公共的施設のバリアフリーチェックの流れ

項目の番号は、P.資2「(4)事務の流れ」に対応



## 危険施設等を発見した場合の体制の整備

### (1) 危険施設等を発見した場合の通報窓口等について

危険施設等を発見した場合の通報窓口は、「保健福祉局高齢福祉課」とすることを想定しており、また、通報手段としては、窓口、電話、ファックス、Eメール、郵便等、基本的に制限しない。

### (2) 審査機関

通報があった施設等について、具体的な危険性、緊急性や対応策等を判断するため、審査機関を設置する必要がある。

審査機関は、基本的には、高齢の方や障がいのある方と札幌市の関係部局で構成するものとし、必要に応じて外部の専門家等の意見を聞くことが望ましい。

札幌市の関係部局としては、保健福祉局高齢福祉課、市民まちづくり局交通企画課、環境局みどりの推進課、建設局道路課、都市局建築企画課、都市局（建築指導部）管理課、交通局業務課等、施設等を所管する部局が挙げられる。

### (3) 事務の流れ

大まかな事務の流れとしては以下のようなことが考えられる。

市民等が危険施設等を発見する。

市民等が保健福祉局高齢福祉課へ通報する。

現場確認及び審査機関への報告

通報を受けた保健福祉局高齢福祉課は、直ちに職員を派遣し現場の確認を行うとともに、審査機関に判断を求めるものとする。

なお、現場確認者が緊急に対応する必要があると判断した場合は、一時的な対策（建物管理者と協議して注意書きやロープ等による）を行うことが必要といえる。

審査機関が危険性等を判断し、結果を保健福祉局高齢福祉課へ伝える。

#### 危険判断と改善

札幌市が管理する施設について、危険性があると審査機関が判断した場合は、札幌市は直ちに対策をとるものとする。

札幌市以外が管理する施設については、審査機関が改善が必要と判断した場合には、その内容を施設管理者に伝えとともに、改善を依頼する。

また、同業種の関連団体等に情報提供を行い、同様な事例への対応を求める必要がある。

#### 危険の周知

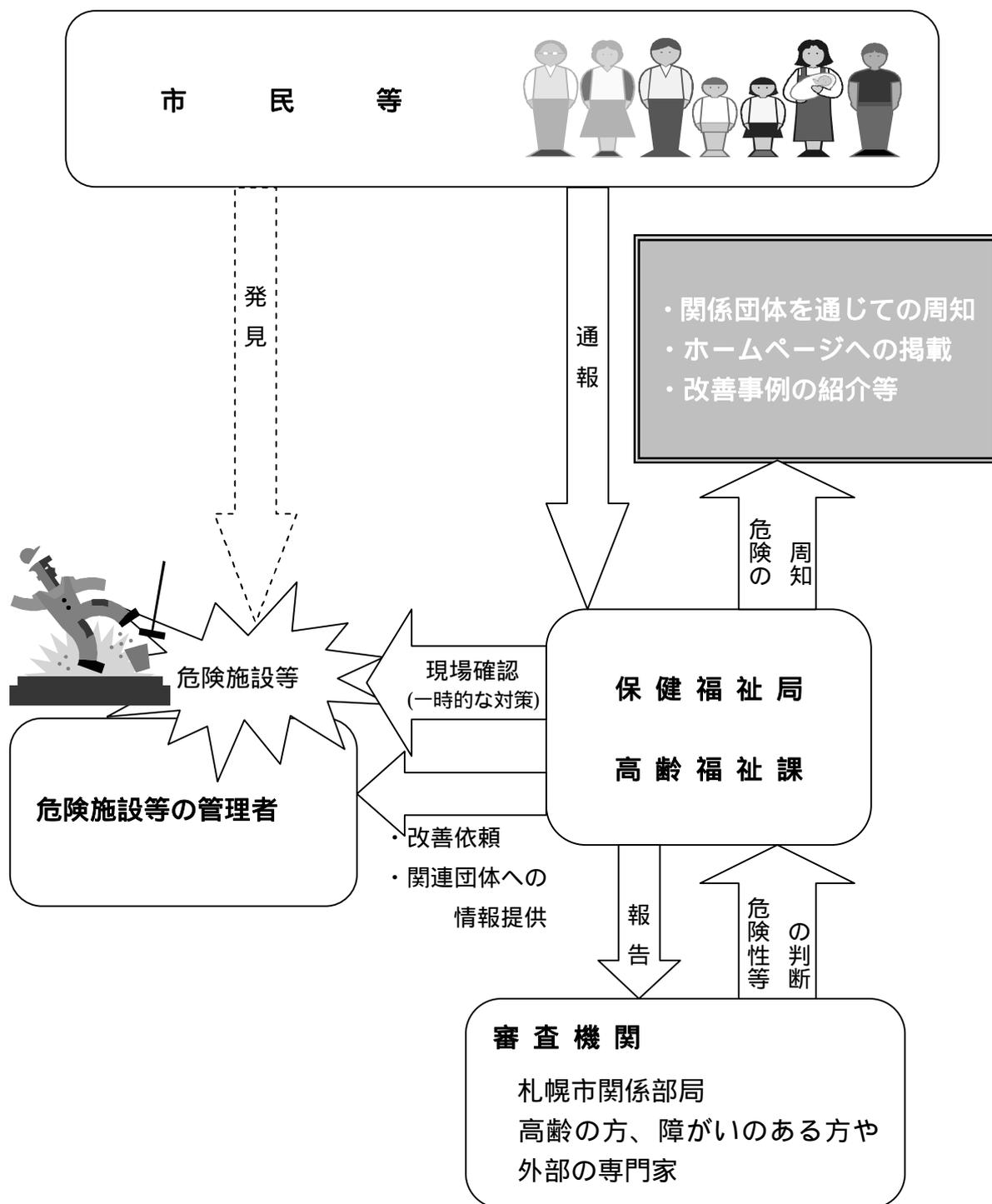
札幌市が管理する施設について、危険箇所等があると審査機関が判断する場合には、札幌市老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会等を通じて周知を図るとともに、市のホームページで公開するなどの措置を講ずる必要がある。

また、札幌市以外が管理する施設についても、同様に関係団体を通じて周知を図るほか、同意が得られれば、市のホームページで公開する。

併せて、札幌市のホームページにおいて、危険箇所と判断される一般的な事例や改善事例を紹介し、同様な事例の通報を促すことが望ましい。

# 危険施設等を発見した場合の体制

項目の番号は、P.資 4～5「(3)事務の流れ」に対応



## 会議等の実施状況

### 第5期福祉のまちづくり推進会議

(任期：平成19年9月1日～平成21年8月31日)

専門部会は「優しさと思いやりのバリアフリー検討部会」を指す

- 平成19年10月31日 第1回福祉のまちづくり推進会議  
専門部会の設置を決定
- 平成19年12月10日 安心・安全なお出かけを考えるシンポジウム  
市民参加者数 172人
- 平成20年 2月 7日 第1回専門部会  
部会における検討課題・方向性を検討
- 平成20年 5月22日 第2回専門部会  
課題の整理について検討
- 平成20年 9月12日 第3回専門部会  
基本的な考え方及び取組の柱について検討
- 平成20年10月 8日 第2回福祉のまちづくり推進会議  
専門部会の中間報告及び意見交換
- 平成20年12月 3日 第4回専門部会  
バリアフリーチェックの仕組みについて検討
- 平成21年 2月25日 第3回福祉のまちづくり推進会議  
(おもに「新・札幌市バリアフリー基本構想」  
について)
- 平成21年 6月19日 第5回専門部会  
危険箇所を発見した場合の体制整備について  
検討
- 平成21年 7月24日 第6回専門部会  
推進会議への報告書案の取りまとめ
- 平成21年 8月21日 第4回福祉のまちづくり推進会議  
専門部会の最終報告及び本報告書の取りま  
とめ

# 札幌市福祉のまちづくり条例

平成10年12月15日

条例第47号

## 目次

前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 基本的施策(第7条 第14条)

第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

第1節 公共的施設の整備(第15条 第26条)

第2節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備(第27条・第28条)

第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議(第29条)

第5章 雑則(第30条)

附則

すべての市民が様々な分野における社会活動に参加し、その役割を果たし、心豊かに、安全かつ快適に、そして安心して生活することができる福祉社会を創造することは、私たち札幌市民の共通の願いであり、また責務でもある。

北国札幌の先人は、積雪・寒冷などの厳しい自然に立ち向かい、潤いのある文化を創造し、生活する上での機能豊かな都市を築いてきた。しかし、障害や高齢あるいは疾病、妊娠などの条件にある者の視点に立ったとき、積雪・寒冷などの厳しい自然や、建物などの構造による物理的障壁、偏見などの意識上の障壁その他の日常生活又は社会生活における障壁の存在のために、必ずしも社会活動への参加が容易な状況にあるとは言い難い。

真の福祉社会を創造するためには、自主、自立の意識をもった個々人の支えあいが必要であり、幼少時からの不断の教育によって培われる市民の強い連帯の絆を力として、このような障壁を取り除き、誰もが等しく様々な分野における社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを積極的に推し進めなければならない。私たち札幌市民は、このような認識の下、新しい時代に向けて積極的にその役割を果たし、一体となってすべての人にやさしい福祉都市を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりについて、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もってすべての人にやさしい福祉都市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (2) 福祉のまちづくり 障害者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用することを可能とすることにより広く社会活動に参加することを促進するとともに、すべての人が社会連帯の理念に基づき相互に交流し、支え合う福祉都市の実現のためのあらゆる環境の整備をいう。
- (3) 公共的施設 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、道路、公園その他の多数の者の利用する施設として規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重しつつ、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は他の事業者と協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携して、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。この場合において、市、事業者及び市民は、災害時及び積雪寒冷期における障害者、高齢者等についての対策に配慮するものとする。

## 第2章 基本的施策

### (指針の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

### (情報の提供、教育の充実等)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

### (防災上の配慮)

第9条 市は、防災に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保その他必要な施策の推進に努めるものとする。

### (雪対策上の配慮)

第10条 市は、雪対策に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

### (調査研究)

第11条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

### (財政上の措置)

第12条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (表彰)

第13条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者に対して表彰を行うことができる。

### (福祉のまちづくり推進モデル事業)

第14条 市長は、福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する事業であって、福祉のまちづくりを推進するための先駆的な取組と認めるものを福祉のまちづくり推進モデル事業(以下「推進モデル事業」という。)として指定することができる。

2 市は、推進モデル事業に関し、技術的援助その他必要な支援措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進モデル事業を指定するときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進

会議に諮るものとする。

### 第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

#### 第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第15条 市長は、公共的施設の廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、歩道、園路その他の規則で定める部分の構造、配置及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の整備基準は、規則で定める。

(整備基準の遵守)

第16条 公共的施設の新設若しくは新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え(以下「新設等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、当該公共的施設の規模又は構造、地形の状況等により、当該公共的施設の一部を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 この章の規定の施行の際現に存する公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(公共的施設の新設等の事前協議)

第17条 公共的施設(規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第20条までにおいて同じ。)の新設等をしようとする者(以下「施設新設者等」という。)は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容について市長と協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

第18条 施設新設者等は、公共的施設の新設等に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、当該公共的施設に係る整備基準への適合に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事完了の届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第19条 市長は、第17条の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に著しく適合しないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2 市長は、第17条の規定による協議が整った場合において、当該施設新設者等が当該整った協議の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 市長は、施設新設者等が第17条の規定による協議をせずに公共的施設の新設等に着手したと認めるときは、当該施設新設者等に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

(公表)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、その他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(機能の維持)

第21条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(既存の公共的施設の措置に関する報告の徴収等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の交付)

第23条 市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

(特定適合施設表示板の交付等)

第24条 市長は、整備基準に適合していると認める公共的施設のうち規則で定めるもの(以下「特定適合施設」という。)を所有し、又は管理する者に対し、規則で定めるところにより、特定適合施設である旨を表示する標識(以下「特定適合施設表示板」という。)を交付するものとする。

2 特定適合施設を所有し、又は管理する者は、前項の規定により特定適合施設表示板の交

付を受けたときは、当該施設が特定適合施設であることを障害者、高齢者等に周知するため、特定適合施設表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第25条 市長は、第17条から第20条まで、第22条第2項、第23条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者(施設新設者等を含む。)に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第26条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、第17条から第20条まで、第22条第2項及び前条の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、国等から、第22条第1項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

#### 第2節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

(公共的車両等の整備)

第27条 公共的車両等(一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。)を所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅及び住居の環境の整備等)

第28条 市民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めなければならない。

2 市民は、その居住する地域において、障害者、高齢者等に配慮した住居の環境の整備及び維持に努めなければならない。

3 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、障害者、高齢者等に配慮した住居の環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

#### 第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

(福祉のまちづくり推進会議)

第29条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、札幌市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員30人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 事業者
  - (3) 民間諸団体の代表者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則〔省略〕

## 札幌市福祉のまちづくり推進会議委員名簿

第5期福祉のまちづくり推進会議委員			優しさと思いやりの バリアフリー 検討部会（兼任）
会長は 副会長は			
	氏名	出身団体	
	千葉 博正	札幌大学	
	岸 邦宏	北海道大学	
	大垣 直明	藤女子大学	部会長
	田中 耕一郎	北星学園大学	
	浅沼 直樹	北海道建築士会札幌支部	
	照井 幸一 (館岡 太平)	札幌ハイヤー協会	
	村木 日文	札幌青年会議所	
	酒田 有一 (村上 隆)	北海道バス協会	
	中ノ殿 恭子	札幌ホテル旅館協同組合	
	神田 直也	札幌市身体障害者福祉協会	
	古谷 久幸	札幌市視覚障害者福祉協会	
	野宮 幸	札幌市手をつなぐ育成会	
	丸谷 みづ子	札幌市精神障害者家族連合会	
	山口 富美	札幌市老人クラブ連合会	
	佐藤 澄雄	札幌高齢・退職者団体連合	
	末廣 隆典	札幌市社会福祉協議会	
	牧野 昭子	札幌市ボランティア連絡協議会	副部会長
	伊藤 トヨ子	公募委員	
	岩井 チエ	公募委員	
	佐々木 悠祐	公募委員	
	齊藤 有一	公募委員	
	今田 雅子	公募委員	

( )は平成19年度委員

神田副会長は平成21年2月3日ご逝去されました。

札幌市福祉のまちづくり推進会議

事務局 札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

T E L 011-211-2976

F A X 011-218-5179

E-mail [sho.fukushi@city.sapporo.jp](mailto:sho.fukushi@city.sapporo.jp)